



平成 28 年 5 月 6 日

各 位

会 社 名 丸紅建材リース株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 教博
(コード番号：9763 東証第一部)
問合せ先 取締役経理部長 猪田 忠
(TEL 03-5404-8200)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」により、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。つきましては、当社は、平成 28 年 2 月 23 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、経営監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの更なる充実と経営の意思決定の迅速性向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、定款第 3 条の事業目的を一部削除・変更等するものであります。
- (3) 柔軟で機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により実施できるよう、規定を新設するものであります。
- (4) その他、条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、一部文言の修正を行うなど、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 21 日（火）（予定）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 21 日（火）（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>第3条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 国内および海外における鋼材の賃貸借ならびに販売および製作・加工・修理2. 土木建築工事の設計施工および請負3. 鉄鋼製品および機械器具の製造ならびに販売4. 動産・不動産のリースおよび売買ならびに仲介5. 運送業6. 倉庫業7. 損害保険代理業8. <u>電信・電話による通信事業およびそれ等事業に必要な情報・資料の提供ならびに処理のサービス業</u>9. コンピュータのハードウェアおよびソフトウェアに関する販売ならびにリース業10. <u>プール・テニスコート等のスポーツ施設および食堂・喫茶店の経営</u>11. <u>光を利用した防汚・脱臭・抗菌用塗料の販売</u>12. <u>生ゴミ・産業廃棄物処理装置の販売</u>13. <u>プラスチック・紙・建築用資材等の廃棄物の再生製品の販売</u>14. <u>防犯・防火・防災および安全に関する設備機械器具の販売</u>15. <u>医療用機械器具の販売ならびに賃貸</u>16. <u>空調機器・水素ガス発生装置およびボイラー等の販売</u>17. <u>電線およびケーブルの販売・賃貸ならびに配線工事の請負</u>18. <u>電気・ガス・水道料金の節減に関するコンサルタント業務</u>19. <u>モデルハウスの販売およびその仲介</u>20. <u>家庭用電気機器の販売</u>21. <u>緑化用樹木の販売</u>22. <u>健康機器および健康食品の販売</u>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1～7 (現行どおり)8. <u>一般商品の販売およびリース業</u>9. (現行どおり) <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【 削 除 】</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>23. 前各号に関する代理業および問屋業 24. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>第18条 (員 数) 当社の取締役は、<u>3名以上10名以内とする。</u></p> <p>第19条 (選任方法) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p>第20条 (任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">【 新 設 】</p>	<p>10. 前各号に関する代理業および問屋業 11. 前各号に付帯または関連する一切の業務 12. <u>上記各号に掲げる以外の事業</u></p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条 (員 数) 当社の<u>監査等委員でない取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第19条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第20条 (任 期) <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p>第21条（役付取締役） 取締役会の決議をもって、取締役社長1名を<u>選</u>任する。その他必要に応じて、取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>第22条（代表取締役） 取締役社長は、会社を代表する。 ② 前項の他、取締役会の決議をもって、他の取締役のなかから代表取締役を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>第23条（条文省略）</p> <p>第24条（取締役会の招集者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各<u>監査役</u>に対して発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議方法等） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。 ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（役付取締役） 取締役会の決議をもって、取締役社長1名を<u>選</u>定する。その他必要に応じて、取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>第22条（代表取締役） 取締役社長は、会社を代表する。 ② 前項の他、取締役会の決議をもって、他の取締役のなかから代表取締役を<u>選定</u>することができる。</p> <p>第23条（現行どおり）</p> <p>第24条（取締役会の招集者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議方法等） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。 ② 当社は、<u>取締役が取締役会の決議事項について提案した場合において</u>、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p>第26条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p>第27条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第28条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条（監査役および監査役会の設置） 当会社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>第30条（員 数） <u>当会社の監査役は、3名以上とする。</u></p>	<p>第26条（<u>取締役への重要な業務執行の決定の委任</u>） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> （以下条数繰り下げ）</p> <p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印、または電子署名を行う。</p> <p>② <u>第25条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>第28条（<u>取締役会規程</u>） <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> （以下条数繰り下げ）</p> <p>第29条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第30条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第31条（<u>監査等委員会の設置</u>） 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">【 削 除 】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条（選任方法） <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第32条（任 期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第33条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第34条（監査役会の権限等） <u>監査役会は、法令の定める職務を行う。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p> <p>第35条（監査役会の招集者および議長） <u>監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、議長となる。但し、他の監査役も招集することができる。</u> ② <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u> ③ <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第36条（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>【 削 除 】</u></p> <p><u>【 削 除 】</u> (以下条数繰り上げ)</p> <p>第32条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>【 削 除 】</u> (以下条数繰り上げ)</p> <p>第33条（監査等委員会の招集者および議長） <u>監査等委員会は、監査等委員会であらかじめ定めた監査等委員が招集し、議長となる。但し、他の監査等委員も招集することができる。</u> ② <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u> ③ <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>第34条（監査等委員会の決議方法） <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもってこれを決する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第37条（監査役会の議事録） <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した<u>監査役</u>は、これに署名もしくは記名押印、または電子署名を行う。</p> <p>第38条（報酬等） <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第39条（監査役の実任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、同法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条（条文省略）</p> <p>第43条（報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第44条（条文省略）</p>	<p>第35条（監査等委員会の議事録） <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した<u>監査等委員</u>は、これに署名もしくは記名押印、または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">【 削 除 】</p> <p style="text-align: center;">【 削 除 】</p> <p style="text-align: center;">（以下条数繰り上げ）</p> <p>第36条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条（現行どおり）</p> <p>第40条（報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第41条（現行どおり）</p>

